

# 新体育館に関する特別委員会会議録

○日 時 令和2年3月19日(木) 午後1時00分

○場 所 全員協議会室

## ○協議事項

塩尻市新体育館の取組状況について

- ・新体育館に関する規則の概要について
- ・新体育館建設工事の進捗状況について

## ○出席委員

委員長	永田	公由	君	副委員長	山口	恵子	君
委員	丸山	寿子	君	委員	樋口	千代子	君
委員	赤羽	誠治	君	委員	平間	正治	君
委員	小澤	彰一	君	委員	篠原	敏宏	君
委員	横沢	英一	君	委員	西條	富雄	君
委員	青柳	充茂	君	委員	金子	勝寿	君
委員	牧野	直樹	君	委員	古畑	秀夫	君
委員	中村	努	君	委員	柴田	博	君

## ○欠席委員

委員 中野 重則 君

---

## ○説明のため出席した理事者・職員

副市長	米窪	健一朗	君
市民交流センター・生涯学習部長	赤津	光晴	君
スポーツ推進課長	田下	高秋	君
スポーツ推進係長	高谷	和則	君
新体育館建設プロジェクト係長	佐々木	高史	君
新体育館建設プロジェクト主任	中田	健太郎	君

---

## ○議会事務局職員

事務局長	横山	文明	君	事務局次長	赤津	廣子	君
議事総務係長	小澤	真由美	君				

---

○**委員長** それでは定刻になりましたので、ただいまから新体育館に関する特別委員会を開会いたします。

この際申し上げます。中野重則委員から欠席する旨の届け出がありますので、御了承願います。

それでは、理事者から挨拶を受けることといたします。

---

#### 理事者挨拶

○**副市長** 3月議会の終了後、大変お疲れのところ恐縮でございますが、委員会を開催いただきまして、大変ありがとうございます。本日につきましては、新体育館に関する規則の概要について、それから同じく建設工事の進捗状況についてを御協議申し上げたいと存じますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○**委員長** それでは、協議事項に入る前に田下スポーツ推進課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○**スポーツ推進課長** 会議に先立ちましてお願いいたします。3月4日に開催されました委員会審査におきまして、中村委員から質問のありました指定管理者の選定に係る提案書の公開につきまして、議会日程等を調整し、早期に御報告させていただきますとの趣旨で答弁をさせていただきましたが、その後、指定管理者募集要項等確認しましたところ、提案書の著作権は提案者に帰属すること、また決定後、選定結果の公表においてのみ、提案書の一部を無償で使用できることとしておりましたので、今回の選定手続において、提案者全ての内容を公表できないこととなっております。よって、前回の答弁の取り消しをお願いいたしまして、選定された者の提案内容につきまして、特別委員会の求めに応じ、時期を考慮し報告をさせていただきたいと、訂正をお願いいたします。

○**委員長** 中村委員、よろしいですかね。

それでは、協議事項に入ります。

---

#### 新体育館に関する規則の概要について

○**委員長** まず、新体育館に関する規則の概要について説明を求めます。

○**スポーツ推進課長** それでは、資料No. 1新体育館の取り組み状況についてをお願いいたします。1番の趣旨でございますが、総合体育館の規則につきましては、本年の秋までに教育委員会規則として決定する予定としております。今回、規則の大まかな考え方がまとまりましたので、協議をお願いするものでございます。また後ほど、工事の進捗状況について報告をさせていただきます。2番、3番、内容、経過については、記載のとおりでございます。4番、今後の対応につきましては、引き続きマスタースケジュールに沿いまして、令和3年4月の開館に向けた取り組みを進めてまいります。

それでは、別紙1、新体育館に関する規則の概要についてをお願いいたします。1の規則の主な内容でございますが、条例で定めた内容につきまして、詳細な事項についてであるとか、手続等について定める予定としております。決定の期間につきましては、条例におきまして教育委員会に委任しておりますので、8月以降の教育委員会に提案し、決定をいただく予定としております。

表の中に11項目、また、その内容を内容欄に条例の条項を合わせて記載をさせていただきました。主な内容

といたしまして、(2) 時間外利用の許可基準でございますが、指定管理者が必要と認めた場合、条例では9時から21時の時間としておりますが、この時間を延長できること。また、大会運営に必要なときとして、単発で時間を延長できること。続きまして(3) 許可の申請として、許可申請書をあらかじめ提出すること。公共施設予約システムを利用して申請できることとしており、また、(5) におきましては、利用料の納入は利用前に納入することとしております。

1の表、(8) 利用料の減免につきましては、資料おめくりいただいた裏面をごらんください。2番として、利用料の減免の考え方についてお示しをしましたが、基本的に減免をしない方針としております。ただし、次の2点につきまして、今後検討をしております。まず(1)として、障がい者利用、青少年の健全な育成に資する利用につきまして、減額を検討してまいりたいと考えております。今後、関係課等と詳細を協議いたしまして内容を調整してまいります。また、この減免に伴います利用料の減額分につきましては、市から指定管理者に別途精算し支払うこととなります。続きまして、(2)の指定管理者が必要と認めた場合につきましては、今後指定管理者選定における事業者の提案や、実際選定された者の運営によりますが、現在想定される内容といたしまして、無料開放日の実施、割引回数券の販売などとなりまして、これらに伴う減収分につきましては、市から補填しないものとなります。また、前回までの特別委員会におきまして御意見をいただいております、大会準備に伴う施設利用料の減免につきましては、県内各市の状況を調査しましたところ、指定管理施設におきましては大会の減免基準と同様の減免率を適用している施設がほとんどとなっております。本市の考え方といたしましては、公平な利用につながるよう、利用料は全ての利用者に御負担いただくことが大原則と考えておりますし、施設利用料は受益者負担割合を既に50%としておりまして、残りの2分の1は市民全体の負担としておりまして、減免につきましては、市の政策的な特例措置となること、また、施設の利用する面におきましては、大会準備でも一般利用でもそのアリーナを占有する行為に変わりがなく、その時間帯はほかの者が利用できないことから、基本的には減免しないものとしたいものがございます。ただし、2の(1)で記載させていただきましたとおり、青少年の健全育成に資する利用の減免を検討しておりますので、この中で大会の準備時間を含め、一定程度の減免を検討してまいりたいと考えております。

次に、3の利用料を徴収する予定の器具、備品等となります。これは表面の1の(7)設備、器具等の利用料について記載したのとなりますので、引き続き裏面をお願いいたします。アリーナ内のスポーツ器具、機器につきましては、購入費用と償却期間に基づき計算した料金設定を規則において定める考えとしております。購入する機器の選定はおおむね定まっておりますが、償却期間と近隣他市の体育館の機器利用料なども参考に、購入価格が決定した段階で料金設定を行うものとなりますが、現在の想定として、一番下米印に書かせていただきましたが、10円から数百円程度となる予定でございます。説明につきましては以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、質問のある方はお願いをいたします。

○小澤彰一委員 1ページの(3)許可の申請についてですけど、許可を申請されて不許可とする場合については規定されているのでしょうか。

○スポーツ推進課長 申請をいただいて、それが適正な使用でない場合につきましては、当然不許可をできる規定で想定をさせていただいております。

○委員長 よろしいですか。ほかにいかがですか。

○西條富雄委員 その下5番、利用料の納入、これは振り込みなのか現金なのか、両方設定でしょうか。

○スポーツ推進課長 現在の公共予約システムをそのまま活用することを検討しておりますので、基本的には現在の納入手続と同等のものを想定しております。ですので、振り込みは現在できておりませんので、行わない方向になるかと思いますが、こちらにつきましても指定管理者の提案になりますので、今後の検討事項となります。

○西條富雄委員 もう一つお願いします。1、2ページの器具、備品についてですが、確認あるいは指定管理者をお願いしておいてもらいたいのですが、審判台とか得点板とか電光得点表示装置については、それぞれのコート数を用意していただけるのかどうかも確認しておいてもらいたいのですが、いかがでしょうか。

○スポーツ推進課長 こちらの裏面の3番に記載しました予定する器具、備品等につきましては、基本的に市で全て備品購入をいたします。購入する基準といたしましては、総合体育館に設置する面数に十分見合う器具を購入する予定としております。

○西條富雄委員 もう一つお願いします。続いて、別紙参考資料のことも聞いていいですか。体育館条例のところ、いいですか。

○委員長 それはその他でやりたいと思います。ほかにいかがですか。

○小澤彰一委員 先ほどの質問とも関連しますけれど、2ページの減免の障がい者の部分ですけれど、最近車椅子バスケットというのが施設利用をめぐってトラブルがあると聞いていますけれども、これは車椅子バスケットなどを想定しているのでしょうか。

○スポーツ推進課長 私どももいろいろ障がい者スポーツの部分を検討する中で、長野市のサンアップルの視察をさせていただく中で、車椅子バスケットの実際の部分、いろいろ見させていただきました。また、東京都のパラアリーナにも行く中で、状況をお聞きする中で、基本的に専用の車椅子バスケット用の車椅子を使えば、木製の床であっても傷がつかないということを確認しておりますので、そういった車椅子バスケットの利用の御相談があれば当然許可はしてまいりますし、この規則の中でどのような減免にしていくか、詳細を関係各課と調整する中で、減免につきましてはしっかり規定をしていきたいと考えております。

○委員長 ほかにいかがですか。

○中村努委員 使用料の内容についてですけれども、使用料の算出の根拠とか他市の類似施設との比較とか、そういう説明があったわけですけれども、一番肝心なのは利用者の皆さんがどう感じていて、しっかり使われるかどうかということが一番大事だと思うのですけれども、私がおつきあいしている皆さんの範囲でしかわかりませんが、あの料金表だと私たちには使えないという声が多いのですけれども、この使用料設定でどのくらいの需要を見込んでいるのかどうか、その辺お聞かせください。

○スポーツ推進課長 別紙1でつけさせていただきました参考資料、総合体育館条例の利用料、また、今回御提案しました器具、備品等の料金等全ての部分で関係してくる部分かと思いますが、基本的には利用率については、現在のところ想定はできないところがございますが、指定管理制度を導入して運営することで、県外、他市の状況、人口規模等々も似通った市も見させていただいておりますが、適正な管理を行うことで、当然利用率は上がってくるということを確認させていただいております。特に条例の部分でも若干説明をさせていただきましたが、例えばバドミントンを例にとりますと、2時間1面使った料金が800円を設定させていただいておりますので、

800円という料金を、ダブルスを組んで4人で割れば1人当たり2時間200円で使えるというような料金設定にさせていただいておりますので、私どもが適正と考える料金で市民の皆さんにしっかり御理解をいただく中で利用率の向上を図ってまいりたいと考えております。

○中村努委員 使用料についてのパブリックコメントを求めるような考えはないですか。

○スポーツ推進課長 既に条例として議決をいただいたものにつきまして、再度パブリックコメントということは難しいのかなという部分もございますし、あと、定期的な見直しを当然検討してまいりますので、利用料の部分であるとか指定管理料、こういった部分を今後どうしていくかというのは、開館後の動向を見る中で、当然定期的な見直しは検討する事項だと考えております。

○委員長 今スポーツ推進課長が言ったように、バドミントンで800円、4人で200円というような、いわゆるQ&A式のようなものを広報か何かで、ただこれだけ載せてしまうと高いというふうにとられてしまうので、今言ったような細かい部分をわかるような形で、開館前に一度広報に載せてもらうように、委員長として要望しておきますのでお願いいたします。

ほかにいかがですか。

○平間正治委員 2ページ目の減免の考え方ですが、(1)については障がい者だとか青少年の健全育成の場合には減免をして、その減免分については指定管理料で補填します。ただ、(2)では、管理者自身が無料開放したり割引券だとかサービスした部分の、いわゆる通常に比べて損というか減収になる分は補填はしませんということでもいいわけですか。

○スポーツ推進課長 そのとおりでございます。

○平間正治委員 そうすると、一般的に考えると、補填もされないようなことを進んでやるかどうかというのは心配されますし、指定管理する条件の中では、年に何回か無料開放日設けなさいとか、割引券をつくりなさいとか、そういう条件はつけるわけですか。

○スポーツ推進課長 現在、指定管理者の公募手続進めておりますが、募集要項、仕様書におきまして、市からそういった条件は提示しておりませんので、あくまで(2)の指定管理者の提案事項になる部分につきましては、今後指定管理者の選定手続において、各事業者から提案を受ける予定です。

○平間正治委員 指定管理を受けるための条件にはつけないけれども、手を挙げる人たちからはこれについてどうするかという提案は求めるということですか。

○スポーツ推進課長 具体的なこういった減免をしてくれという項目ではなくて、にぎわいを創出する手法を御提案くださいという形で、今募集をかけておりますので、その中で恐らく提案が出てくるのではないかと推測をしているところでございます。

○委員長 いいですね。ほかにいかがですか。

それでは、この件につきましては了承したということによろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 それでは、次に進みます。

○委員長 新体育館建設工事の進捗状況について説明を求めます。

○スポーツ推進課長 進捗状況につきましては、新体育館建設プロジェクト係長から説明をさせていただきますのでお願いいたします。

○新体育館建設プロジェクト係長 それでは、本日お手元にお配りいたしました別紙2をごらんください。表面につきましては、ドローンの写真でございますが、3月6日撮影となっております、ちょっと前ですが、J Vのドローンが強風で落下してしまいまして、直近の写真を載せようと思ったのですが、ちょっと前の写真になりました。申しわけございません。このように半分ふいている状況でございますけれども、今現在は見てわかるとおり、全面に屋根がふき上がっている状況となっておりますので、また現地確認してもらえればと思います。

では、おめくりいただきまして、上の1枚目の赤く塗った図面でございますが、現在の工事の進捗状況でございます。この赤く塗った部分が今の足場に囲まれた部分でございます、ここの部分のコンクリート工事、屋根鉄骨工事が終了いたしまして、今足場の中では、内外装、電気設備の工事を施工中でございます。この後、着色しない部分につきましては、2階がない1階の部分でございますので、この部分につきましては、今月末から徐々に鉄骨組みが入ってくるという進捗状況となっております。下のほうの図面でございますが、これは屋根に上ったところの写真でございます。上ほうがちょっと丸い輪になってございますけれども、これは丸ではなくて光の加減で円形になっているだけでございまして、下にあるように、このような一枚物の板を伸ばしまして、継ぎ目のない鋼板でできているという状況でございます。目地部分は折り返して施工して雨漏りがしにくいような構造となっております。これにつきましては、今週検査をいたしまして、無事施工していることを確認してございます。

では、おめくりいただきまして、アリーナの中でございます。アリーナの中につきましては、観覧席もこれから施工に入るものですから、下のほうの写真でございます。観覧席の足場も終わらせまして、今現在はアリーナの全貌が見える状況となっております。また、下のほうの写真でございますが、アリーナの各部の内装が始まっているところでございます。ハイサイドサッシ、南面と北面につきます窓ガラスの施工が進んでおりましたり、断熱材の吹きつけをやってございまして、トランス部分の塗装を一部進めているところでございます。

それでは、おめくりいただきまして、外装の状況です。足場に囲まれて写真が見にくいのでございますが、全体の面につきましても、外装のコンクリートの二次製品の壁面でありますとか、サッシなどが取り付けられておりまして、西面に関しましては、今週末から足場をばらしていく予定でございますので、徐々に体育館の外観が来月くらいから見える状況となっております。一番下でございますが、各部屋の状況でございます。各部屋につきましては、型枠は全てばらし終わりました、現在各部屋の状況がわかるようになってございます。あと、上下水道の配管でありますとか、電気設備の配管を屋根裏とかに仕込んである状況でございます。

最後の裏面になりますが、3月末の進捗状況として34.5%を今見込んでございます。これから内外装を進めていきまして、夏ごろにはアリーナの床工事を進めまして、9月中旬には電気を受電、10月から試運転や最後の仕上げ工事に入りまして、11月には各種の消防検査でありますとか建築確認の検査を受けまして、12月に引き渡しを受ける予定で順調に進んでございます。私からの説明は以上でございます。

○委員長 進捗状況につきましては説明を受けたということではよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

## その他

○委員長 それでは、その他。

○西條富雄委員 それでは、私からは塩尻総合体育館条例の別紙1の参考資料のところ、実際スポーツに関して体育館を使ってきた経験上、アドバイスの2つほどお願いしておきます。第6条で、総合体育館の利用時間は午前9時から午後9時までとする。このところに、午後9時までスポーツをして、あと片づけているからいいじゃないかという考え方の団体もあるようですので、午後9時消灯時間を含むというようなことで、これ改正してしまっているから難しいかもしれないけれど、そのときに足してもらえばいいと思います。

あと、第8条で、(1) 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあるときというところで、タトゥーについて何らかの事を入れたほうがいいと思います。市民プールがなぜ一般市民が減っていったかという、タトゥーを入れた親子連れが来ていて非常によくなかったとは聞いていますし、私も水泳大会本部やっているときもそうだったのですけれど、その2つを危惧しますので、考慮しておいてもらえればと思ってアドバイスします。

○委員長 スポーツ推進課長、今の検討できたら検討して、次回の委員会にまた報告してください。

○平間正治委員 ギャラリーのランニングコースありますよね。ランニングコース使う場合というのは、料金表のどこに該当するのでしょうか。

○スポーツ推進課長 ランニングコース単独で利用の場合につきましては、利用料金発生しません。想定としましては、トレーニングジムのランニングマシン待ちであるとか、大会時のアップ等を想定する形をとっておりますので、ランニングコースのみ使いたいという来館者があった場合につきましては、料金をとらない形の設定になっております。

○委員長 いいですね。

○平間正治委員 はい。

○委員長 ほかにいかがですか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、新体育館に関する特別委員会を閉会といたします。御苦勞さまでした。

午後1時25分 閉会

令和2年3月19日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

新体育館に関する特別委員会委員長 永田 公由 印